（請求書及び要求書の記載事項）

第五十条　法第三十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第三十五条第一項において準用する土地収用法第七十九条の規定による請求をしようとする場合においては、次に掲げる事項

イ　移転しなければならない物件の種類及び数量

ロ　移転しなければならない物件の移転料の見積額

ハ　移転しなければならない物件に相当するものを取得するのに要する価格の見積額

二　法第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第一項の規定による要求をしようとする場合においては、その理由

三　法第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十五条第一項の規定による要求をしようとする場合においては、次に掲げる事項

イ　移転しなければならない物件の種類及び数量

ロ　要求の理由

（証明書の様式）

第五十一条　法第三十六条第二項において準用する法第十三条第六項に規定する証明書の様式は、別記様式第十二によるものとする。

第二款　都市計画事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例

第五十二条　第三十四条、第三十五条及び第三十九条から第四十六条までの規定は、法第三十七条第一項の規定による裁定の申請について準用する。この場合において、第三十五条第六号中「起業地（土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十七条第一項第二号に規定する起業地をいう。」とあるのは「事業地（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十条第二項第一号に規定する事業地をいう。」と、第三十九条第一項中「起業者（土地収用法第八条第一項に規定する起業者をいう。」とあるのは「施行者（都市計画法第四条第十六項に規定する施行者をいう。」と、同項第一号及び第四十五条中「起業者」とあるのは「施行者」と、第三十九条第一項第六号並びに第二項第一号及び第二号中「起業地」とあるのは「事業地」と読み替えるものとする。

2　第四十七条から第五十一条までの規定は、法第三十七条第三項の裁定について準用する。

第三章　土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置

（土地所有者等関連情報）

第五十三条　（略）

（都道府県知事等に対する土地所有者等関連情報の提供の請求手続）

第五十四条　（略）

2　前項の情報提供請求書には、次に掲げる書類（請求者が国の行政機関の長等である場合にあっては、第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げるものを除く。）又は次条第一項に規定する書面を添付しなければならない。

一～五　（略）

六　請求者（法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当しないことを誓約する書類

第五十五条・第五十六条　（略）

第四章　雑則

第五十七条・第五十八条　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（土地所有者等関連情報）

第四条　（略）

（都道府県知事等に対する土地所有者等関連情報の提供の請求手続）

第五条　（略）

2　前項の情報提供請求書には、次に掲げる書類（請求者が国の行政機関の長等である場合にあっては、第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げるものを除く。）又は次条第一項に規定する書面を添付しなければならない。

一～五　（略）

六　請求者（法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（次条第三項第六号において「暴力団員等」という。）に該当しないことを誓約する書類

第六条・第七条　（略）

（新設）

第八条・第九条　（略）